

鳥取県告示第 62 号

平成 18 年鳥取県告示第 240 号（鳥取県立倉吉未来中心の利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成 12 年鳥取県条例第 5 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき平成 20 年 1 月 31 日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。  
 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
1 利用料金				1 利用料金			
(1) 略				(1) 略			
(2) 設備利用料				(2) 設備利用料			
ア 大ホール				ア 大ホール			
区 分			利用料	区 分			利用料
種別	設 備 名	設置数		種別	設 備 名	設置数	
略				略			
音響 設備 器具	略		1 本 1 回 につき 910円	音響 設備 器具	略		1 本 1 回 につき 910円
	マイク（コンデンサ型）	16			マイク（コンデンサ型）	14	
	略				略		
	マイク（バウンダリー型）	5			マイク（バウンダリー型）	5	
マイク（グースネック型・マイクスタンドを含む。）		2	1 本 1 回 につき 910円	略		略	
略				略			
備考 略				備考 略			
イ及びウ 略				イ及びウ 略			
2 略				2 略			

附 則

この告示は、平成 20 年 2 月 12 日から施行する。